

海外企業と輸出取引をされている皆さまへ 輸出取引信用保険のご案内

- 海外のお取引先の倒産リスク・代金不払いリスクに備えていますか？
- 海外のお取引先の与信管理において、不安やお悩みはないでしょうか？



与信管理を 強化したい

貸倒が発生したため、与信管理に不安を感じている。取引開始前にお取引先の情報を入手したり、万一の際に補償される方法はないだろうか。



取引を 拡大したい

従来は前払いを原則としてきたが、競合も激しく、更に海外売上を伸ばすためには後払いも検討する必要がある。その場合、売掛金の回収ができるか心配だ。



事務手続を 簡素化したい

L/C（信用状）を手配しているが、個々の船積やお取引先について1件ずつ手配を行うため、事務手續が煩雑に感じている。簡素化できる方法はないだろうか。

「輸出取引信用保険」をおすすめします！

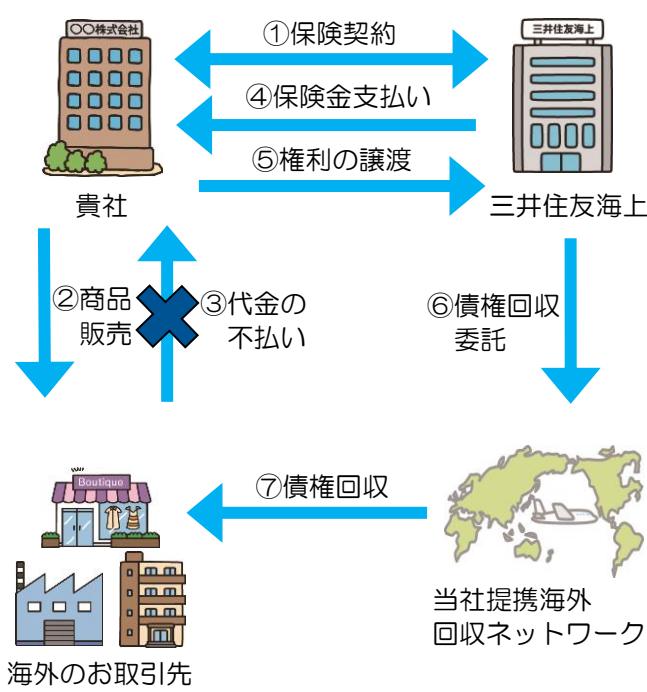
輸出取引信用保険 3つの機能

補償

与信管理

債権回収

輸出取引信用保険の特徴



■ 法的倒産、支払遅延の他、カントリーリスクによる損害も補償します

海外に所在するお取引先が①法的倒産、②法的倒産以外による支払遅延、③政治的危険*により債権回収が不能となった場合に、被った損害に対してお取引先ごとに設定した与信限度額に縮小支払割合を乗じた額を限度として保険金をお支払いします。

*次のいずれかに該当する事由に起因して保険の対象債権の一部または全部が履行されないことをいいます。

① 両替・送金危険

② 政府介入

③ 公的債務者の債務不履行

④ 戦争・内乱等

特約を付帯することで保険金お支払いの対象となります。一部対象とすることのできない国があります。

■ 与信管理態勢の強化に役立ちます

信用保険分野では世界でも高いシェアを誇るユーラーヘルメス信用保険会社と提携し、同社の海外ネットワークを活用してお取引先の審査を行い、お取引先ごとに与信限度額を設定します。当社からご提供する審査結果を与信管理に活用いただくことが可能です。

■ 債権回収を行うことができます

保険金お支払い後、貴社が自己負担される貸倒損失部分も合わせて、提携するユーラーヘルメス社の債権回収ネットワークを活用して債権回収を行うことができます。

ご加入例と保険料例

- 下記は一例であり、お取引先の状況等によって保険料や与信限度額等が異なります。
- 実際のご加入にあたっては、保険料とは別に審査料がかかります。
- 対象とするお取引先は、客観的な基準により選定し、包括して引受を行います。（例：全お取引先、売上高上位10社等）
- 審査の結果、お取引先に与信限度額が設定できないことがあります。

保険契約者の業種	主契約・債務者の選定条件	売上高	縮小支払割合	与信限度額の合計	年間予想保険料
1 金物の製造販売業	継続的売買契約に基づく全お取引先20社	3億円	90%	0.6億円	100万円
2 精密製品の販売業	継続的売買契約に基づく全お取引先15社	4億円	90%	1億円	110万円
3 金属加工品の製造販売業	継続的売買契約に基づく全お取引先30社	10億円	90%	4億円	280万円
4 農水産物の販売業	継続的売買契約に基づく全お取引先30社	10億円	90%	0.8億円	240万円
5 繊維製品の製造販売業	継続的売買契約に基づく全お取引先50社	40億円	90%	14億円	340万円

お支払いする保険金

損害の額 × 縮小支払割合（原則90%以下で設定）

損害の額* = A-B

A：事故発生時において、貴社がお取引先に対して有する未回収債権額および回収費用の合計額（各種税金額を除いた金額）

B：回収金の額（貴社がお取引先に対して有する相殺権、反対債権、回収債権、回収商品売却代金等）

*損害の額は与信限度額を上限とします。

（例）■未回収債権額 50,000千円
■与信限度額 100,000千円
■回収金の額 300千円
■縮小支払割合 80%

支払保険金 (50,000千円-300千円) ×80% = 39,760千円

ご契約までのフロー

お客さまから、それぞれのお取引先の売上高・債権残高および債権残高に応じた申込与信限度額を申告いただきます。

申込与信限度額に対してユーラーヘルメス信用保険会社にて、設定の可否および与信限度額を審査・決定します。

お客さまへ見積書および与信限度額一覧表をご案内します。

お申込み・ご契約

約4週間（対象とするお取引先や所在国によってはさらにお時間を頂くことがあります。）

見積作成時に必要な情報

①与信限度額設定申請書 兼 与信限度額一覧表

海外のお取引先の情報（社名・住所・決済条件・予想売上高・債権残高、支払遅延の有無等）

■注意■ 以下のとおり保険の対象にできない場合があります。詳細は代理店・報者または当社までお問い合わせください。

対象にできない主契約*：スポット契約、賃貸借契約、建設請負契約等

対象にできないお取引先：個人または個人事業主、官公庁、貴社の関係会社、決済期間が1年超のお取引先、保険契約締結時に債務不履行が生じているお取引先

*商品の引渡しまたは役務の提供に関し、被保険者が債務者と締結した契約をいいます。

②引受照会票 兼 告知事項申告書

貴社の情報・事業内容、過去の貸倒損失、支払遅延債権の有無、与信管理手法等

このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は提案書をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス>

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

<お客様デスク> 0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます▶



●ご相談・お申込先

◆ 三井物産クレジットコンサルティング株式会社

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町1-14-8 JP水天宮前ビル

TEL: 03-5962-3001 FAX: 03-5962-3002

<http://www.mitsui-credit.com>

92558 2021.09 A3E15